



平成29年度「たすけあい会費」 のお願い!



◆社会福祉協議会とは

- 社会福祉協議会は、地域の住民を主体（中心）に、住民と「共に生きる福祉のまちづくりの実現」へ向けて、事業や活動を進めていくためにつくられた組織です。
- 社会福祉協議会は、全国各市町村に必ず一か所設置されるよう、社会福祉法という法律で定められています。それに基づいて、

社会福祉法人 **弘前市社会福祉協議会** があります。

◆具体的なしごと

●地域福祉を進めるために	社会福祉大会の開催・総合福祉作品展の開催・心身障がい者レクリエーションの集いの開催・地区社会福祉協議会の連絡調整・ほのぼのコミュニティ21推進事業など
●子供・高齢者のために	緊急通報装置（福祉安心電話）事業・老人クラブ等福祉団体への協力援助・軽スポーツ親善大会の開催・高校生対象福祉体験講習会・日常生活自立支援事業・学習支援事業など
●ボランティア活動を推進するために	ボランティア講座の開催・福祉協力校の指定・弘前さくらまつり車椅子応援隊の実施・小中学校ボランティア体験学習・ボランティア保険窓口・ボランティアに関する情報提供・災害ボランティアの連絡調整・ボランティアセンター設置運営・バリアフリーねぷたの実施など
●世帯の自立更正のために	生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）の受付・たすけあい小口資金の貸付・ふれあい相談所の開設・生活困窮者自立支援事業など
●よりよい福祉サービス実現のために	福祉サービス第三者評価事業の実施など
●各地区社会福祉協議会と共に（共通事業）	敬老大会の開催・除雪支援（一人暮らし高齢者・障がい者・母子家庭等）事業・住民福祉座談会の開催・福祉安心電話事業・一人暮らし高齢者給食サービス事業・地域ふれあい交流会開催など

◆あなたの地域にも… 地区社会福祉協議会（地区社協）



急速に進む少子高齢社会への対応と地域福祉・在宅福祉活動推進の中核的役割を果たすため、市内各地区に**地区社会福祉協議会**があります。

町会代表、民生児童委員、保健・医療・教育・各種団体等により構成され、公的福祉サービスだけでは解決できない問題について、施設・団体のご協力をいただきながら、住民参加による主体的活動を推進しています。

社協会員を募集しています。

社会福祉協議会の会員は、市内の全世帯を対象としています。

社会福祉事業の財源基盤の強化を図ることを目的に、

『たすけあい会費』(1世帯:年間300円※)のご理解とご協力を願い申し上げます。

(なお、各地区社会福祉協議会を通じて会費納入のお願いをしておりますが、決して強制ではありません。)

※岩木地区・相馬地区は年間1,000円



社会福祉法人弘前市社会福祉協議会会員規程(抜粋)

(会費)

第3条 会員は、毎年度所定の会費を納入するものとする。

2 前項に定める会費は年額とし、次の各号に定める区分により当該各号に掲げる額とする。ただし、一口当たりで規定する会費については、随時の口数によるものとする。

(1)個人会員

ア 本会の理事及び監事	10,000円
イ 本会の評議員	5,000円
ウ 弘前市民生委員児童委員	1,000円
エ アからウまで以外の賛同者 一口当たり	1,000円
オ 一般会費(たすけあい会費) 一世帯当たり	300円

(2)団体会員

ア 弘前市地区社会福祉協議会等	5,000円
イ 弘前市内の福祉施設・団体 一口当たり	2,000円
ウ 本会の趣旨に賛同する法人・事業所等 一口当たり	2,000円
エ 弘前市単位老人クラブ	1,000円

3 前項第1号オに規定する一般会費(たすけあい会費)は、岩木支部及び相馬支部について、当分の間一世帯当たり1,000円とする。

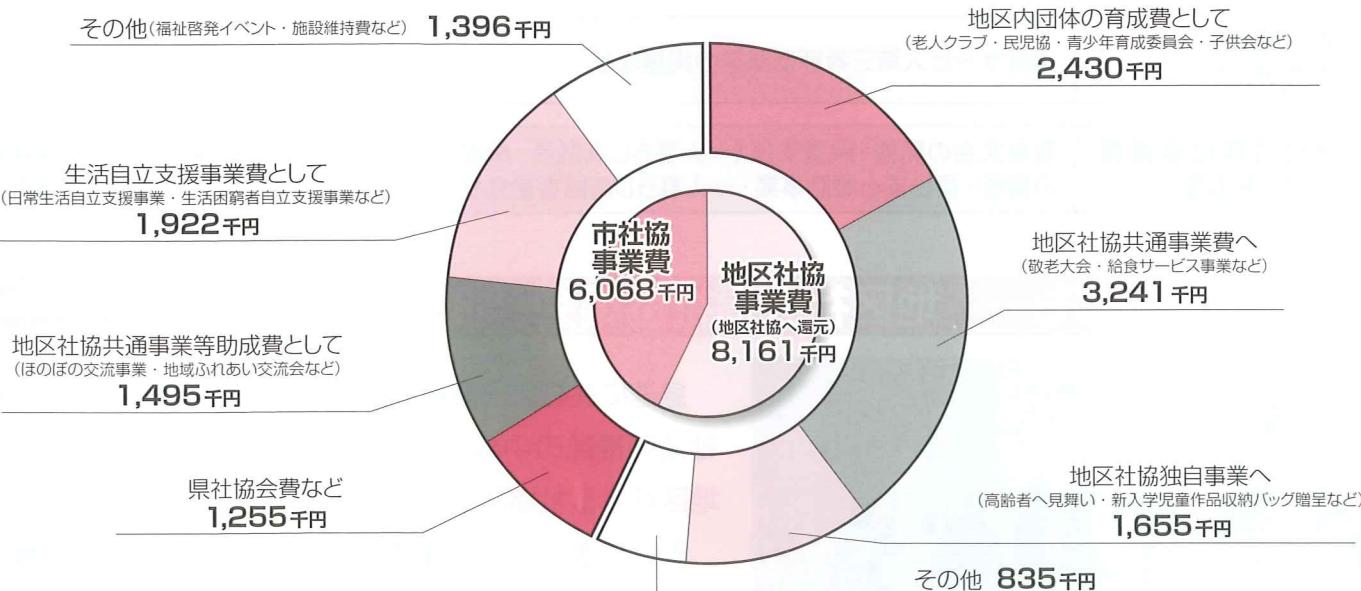


地区社協主催による敬老大会(千年地区)

◆たすけあい会費の使い方(平成28年度実績)

平成28年度実績額

14,229,279円



社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会



〒036-8063 弘前市大字宮園二丁目8-1 弘前市社会福祉センター内

TEL : 0172(33)1161 FAX : 0172(33)1163

<http://www.hirosaki-shakyo.jp> E-mail: fureai@hirosaki-shakyo.jp